

P.49 チャート図

労契法 7 条・9 条・10 条の前に記している※について

労働契約法 7 条・9 条・10 条がこの章に関連する条文のため、強調する意味で※をつけています。

なお、判例と 9 条・10 条の関係についての説明は、P.50・P.51 および P.65 に記載しています。